企画展　「わたしたちのくらしとごみ」

プロポーザル　審査要領

1. 審査の対象事業者

　本プロポーザルの審査対象となる参加事業者（以下「参加者」という。）は四日市市「以下（本市）という。」へ企画提案書を提出した応募者に限る。

1. 審査の方法（項目・配点・審査基準）
	1. 本市が設置した「企画展「わたしたちのくらしとごみ」制作展示業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）が参加者の審査を行う。
	2. 審査は委員会の各委員が、参加者ごとに、各審査項目に対して評価点を付与する。
	3. 各委員の評価点について、審査項目ごとに平均値を算出し、各審査項目の平均点を合算した総得点の最も高い参加者を受託候補者として選定する。なお、総得点が同点の場合は、審査委員会で協議して決定するものとする。
	4. 総得点が４０点未満の事業者は、受託候補者としないこととする。
	5. 審査項目、配点、審査基準は別表の通りとする。
2. 審査
	1. 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて審査を実施する。
	2. 見積合計金額が委託料を超えている場合は、審査対象から除外する。
	3. プレゼンテーション・ヒアリング審査の詳細（会場、時間、順番等）については、後日各参加者へEメールで通知する。
	4. 審査結果は、企画提案書の提出のあったすべての参加者に通知する。
3. プレゼンテーション
	1. プレゼンテーションは企画提案書を企画提案者からの説明（２０分）、企画提案者へのヒアリング（１０分）で行う。ただし、参加者数等によりこの時間は増減する。
	2. 出席人数は３名以内とし、質問に適切に対応できる担当予定者が出席する。
	3. 補足資料の配布は認めない。また、説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提出した企画提案書の内容のみとし、これら機材を使用する場合は事前連絡の上、基本的に企画提案者で準備すること。なお、機材の設置・撤収に要する時間は説明時間に含めるものとし、必ず時間内に終わらせること。
4. その他
	1. 企画提案書等の書類に事実と相違が認められた場合は、事実に基づいた評価を行う。この場合、下方評価はするが、上方評価はしない。
	2. プレゼンテーション・ヒアリングの方法については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、テレビ会議方式で行うことも想定すること。

別表　【審査基準】

　企画書の内容およびプレゼンテーションによる説明について、審査項目を判断基準により総合的に審査し、推薦する。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査基準 |
| 業務の理解・提案の的確性（提案様式１） | 　企画展の開催目的や意図を的確に理解した提案がなされているか。 |
| 企画提案書の内容に一貫性があるか。 |
| 来館者（小学4年生から大人）が十分理解できる提案となっているか。 |
| 来館者が、企画展の気付きを得られるような効果的な提案がなされているか。 |
| 提案の専門性・独創性（提案様式１・３） | 展示内容および手法に新しいアイデア、独自の創意工夫があるか。 |
| 提案者が有するノウハウ等が活かされているか。 |
| 業務遂行力・専任性（提案様式５） | 事業遂行が滞りなく実施できる作業スケジュールとなっているか。 |
| 履行保証力（提案様式１・４） | 事業が円滑に推進できる体制であるか。責任者、担当者、協力会社、再委託先などの役割や責任の所在が明確であるか。 |
| 会場内の安全対策が取られ、安全性が確保されているか。 |
| 経営規模・実績（提案様式２・３） | 　提案内容を裏付ける類似業務受託実績などが明示されているか。 |